

## 福岡市テレワーク促進事業支援金お問い合わせ一覧

### 【事前相談に関すること】

Q 1 相談だけでもいいのか。

A 1 ご相談だけでも構いません。その上で導入しようと考えたら申請してください。

Q 2 直接、事務局に相談に行ってもいいのか。

A 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談は原則、Web か電話で受け付けています。どうしても窓口相談が必要な場合は、事情を電話でご説明いただき日時を予約してお越しください。

### 【申請方法に関すること】

Q 1 申請するにはどうすればよいか。

A 1 市ホームページ（福岡市テレワーク促進事業トップページ）にて、募集要項を確認のうえ、ホームページで指定された認定申請入力フォームから申請してください。また、添付資料に不備があった場合は、事務局から確認の連絡をしますが、金融機関口座の暗証番号を確認することはありませんので、詐欺やなりすましにご注意ください。

### 【制度の内容に関すること】

Q 1 申請すれば必ず支給されますか。

A 1 審査のうえ、テレワークに必要な経費であること、それらを使ってテレワーク環境が整備されたことが確認された場合に、支給の対象となります。なお、予算の範囲を超える申請があった場合、申請期間内でも受付を終了することがあります。

Q 2 市内は営業所のみで、本店は市外にありますが、対象となりますか。

A 2 市内に本店を置く中小企業・小規模事業者等を対象にしています。その他の要件はHP上に掲載している募集要項をご確認ください。

Q 3 フリーランスや個人事業主は対象となるのか。

Q 3 雇用契約を結んで従業員を2人以上雇用し、中小企業基本法に定める中小企業の要件に該当すれば対象となります。

Q 4 機器の購入を検討していますが、いつ購入したら対象になりますか。

A 4 事務局から送付する認定通知書が届いた後に購入したものが対象となります。機器を購入するだけでなく、それらを使ってテレワーク環境を新たに整備した場合が対象となります。

Q 5 パソコン等のリースの支援対象期間は。

A 5 新たにリース契約を締結してから最大で1年間分を対象としますが、領収証等を提出いただく期限（6月末）までに実際に支払ったものが対象となります。

Q 6 パソコン等のレンタルは対象となるのか。

A 6 テレワーク環境を新たに構築することに対する支援ですので、一時的に機材を借りるレンタルは対象となりません。

Q 7 保守費用は対象となるのか。支援対象期間は。

A 7 新たに保守契約を締結してから最大で1年間分を対象としますが、領収証等を提出いただく期限（6月末）までに実際に支払ったものが対象となります。

Q 8 携帯電話やWI-FIの通信費は対象となるのか。

A 8 通信費は対象外です。

Q 9 ノートパソコンの購入のみでも対象となるのか。

A 9 テレワーク環境を新たに整備するために必要なものがパソコンだけであれば対象となりますが、募集要項に記載するテレワーク環境を新たに整備したことがわかる書類等をご提出いただきます。

Q 10 1人の従業員につき2台の端末を整備したいが、どちらとも対象となるか。

A 10 対象となるのは従業員1人につき1台までです。

Q 11 テレワークに対応した就労に関する新たな労使間の協定等とはなにか。

A 11 テレワークの規定を追加した就業規則や、労使間の協定、労働条件通知書を作成することにより、テレワークに即した労働環境を整備することです。

Q 12 就業規則は改定済みだが、実際のテレワーク導入はこれから実施するという場合は対象となるか。

A 12 これからテレワークを導入するということが確認できれば対象となります。就労条件変更に関する従業員への通知等、確認できる資料をご提出いただきます。

Q 13 申請手続きはサポーター企業を通さないといけないのか。

A 13 必要ありません。直接 Web で申し込んでください。

Q 14 テレワーク環境整備や電気工事は自社でできるが、その費用も支援対象に含めていいのか。

A 14 自社で整備したものは対象外です。

Q 15 オンライン配信のための経費は対象となりますか。

A 15 テレワーク環境を整備することで従業員が出勤せずに業務が進められることを目的としていますので、ビジネス手段としてのオンライン化にかかる経費は対象となりません。

Q16 従業員向けのオンライン研修は対象となりますか。

A16 研修そのものは対象とはなりません。従業員が出勤せずに自宅等で研修を受けるために、新たにテレワーク環境を整備する場合は対象となります。

Q17 役員がテレワーク環境を構築する際は対象となりますか。

A17 テレワークは従業員の労働環境を改善するためのものであり、対象となりません。

Q18 経済産業省や厚生労働省の助成制度とどのように違うのか。また、併用できるのか。

A18 福岡市の支援制度は、国の制度と比較して、

- ① 申請にあたって事業計画書（3年間分）や労働時間改善計画といったものが必要ありません。
- ② パソコンやタブレットなどの機器の購入費も対象経費に含まれます。
- ③ サポーター企業によるサポートを受けることができます。

などの点が違います。

テレワークのことがよくわからないといった、規模の小さな事業所でも使いやすい制度としています。

また、市の制度は併用不可とはしていませんが、重複する内容（同じ機器について別制度の助成も受ける等）については認めません。国の制度の詳細についてはそれぞれの窓口にご確認をお願いします。

Q19 なぜ、遡及して対象としないのか。

A19 福岡市の制度は、国県の制度を補完するものとして実施しています。

すでに実施されている場合は、経済産業省の「IT導入補助金制度」（4/7～5/1までは遡及可能）、厚生労働省の「働き方改革推進支援助成金」（2/17まで遡及可能）の活用をご検討ください。

#### 【審査に関すること】

Q1 認定・交付審査にはどのくらい時間がかかるのか。

A1 必要な書類が揃っていれば、時間はかかりません。審査完了後は交付決定通知書をメールします。なお、交付審査について、6月末の提出期限前は提出が殺到することが予想されるため、早めのご提出をお願いします。

Q2 一部の機器を対象外とされたが基準はどうなっているのか。

A2 テレワーク環境の構築に必要と判断される機器のみを対象としています。

#### 【支払いに関すること】

Q1 交付決定通知書のメールを受け取った後、どれくらいで支払われるのか。

A1 交付決定通知書のメール送信後、速やかに振り込みを行います。ただし、土日祝日を挟む場合は翌週となる場合があります。

## 【追加申請に関すること】

### Q 1 追加申請は認定申請と何が違うのか。

- A 1 追加申請は、認定申請と同様に、認定するかどうかを審査するもので、追加申請と認定申請の審査に違いはありません。
- ただし、追加申請は、既に認定された方の中からキャンセル等が出た場合に、追加申請番号順に随時審査を行います。

### Q 2 キャンセル等の発生とあるが、キャンセルはどの程度あるのか。

- A 2 現段階でキャンセルの程度は分かりません。既に認定した方の中から、取りやめ等により交付申請をしない場合や、交付申請額が上限に満たない場合、審査の結果交付決定されない場合などが想定されます。
- なお、キャンセル等の状況は公表いたしません。

### Q 3 追加申請をするにはどうすればよいのか。

- A 3 市ホームページ(福岡市テレワーク促進事業トップページ)にて、募集要項を確認のうえ、ホームページで指定された「認定申請入力フォームはコチラ」からWEB上で申請してください。
- 追加申請にあたって、必要な提出書類は、認定申請と同じです。
- 追加申請の受付期間は、令和2年5月21日(木曜日)午前10時から令和2年5月22日(金曜日)午後5時までとなっております。

### Q 4 抽選はどのように行うのか。

- A 4 抽選は、追加申請者の優先順位を決めるために行うもので、追加申請期間終了後、福岡市テレワーク促進委員会にて厳正に行います。

### Q 5 追加申請の審査結果は、いつ頃どのように伝えられるのか。

- A 5 追加申請の審査結果の時期は、既に認定された方のキャンセル等の状況によります。